

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 10 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第1800057号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（国）第1800010号

第1 結論

平成3年*月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年*月から同年9月まで

私は、学生の時にA市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、ある程度期間を経た後に、同市役所市民課の窓口で、請求期間後の保険料も含め2回に分けてまとめて納付した。その際、A市役所の職員に国民年金保険料の未納がないことを確認したにもかかわらず、請求期間について、保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成4年12月10日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者の資格取得に係る処理日（平成5年4月8日）から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において、平成5年3月又は同年4月頃に初めて行われたものと推認でき、その際、強制加入被保険者として20歳到達時に遡って被保険者資格を取得していることから、当該国民年金の加入手続が行われた時点では、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直後の平成3年10月から平成4年3月までの国民年金保険料については平成5年11月22日に、平成4年4月から平成5年3月までの保険料については平成6年3月7日に、それぞれ過年度納付したことが記録されており、当該納付記録と請求者の主張を踏まえると、請求者は、最初に保険料を過年度納付した時点では、請求期間については既に時効により保険料を納付することができなかつたことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を含め学生時代の国民年金加入期間の保険料については、A市役所で2回に分けてまとめて納付したと主張しているが、納付場所以外の納付

時期及び納付金額については、はっきりと覚えていない旨陳述していることから、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。